

災害時の借上げ型応急住宅 登録募集

大規模災害時に、住宅を失った多くの方が避難所から早期に移転するためには、応急仮設住宅の建設のほかに、既存の民間賃貸住宅を借り上げ転貸する、「借上げ型応急住宅」が必要となります。

静岡県では「借上げ型応急住宅」を円滑に確保するために、新たに登録制度を創設しましたので、賃貸住宅を取り扱う宅地建物取引業者や貸主（大家さん）の登録を募集します。

登録までの流れ

1 宅地建物取引業者の申出

申出書を協会の支部等を経由して知事に提出



店頭への表示



申出様式は、協会ホームページでダウンロード可

2 貸主と対象住宅の届出 ※

届出書を宅地建物取引業者等を経由して知事に提出



対象住宅への表示

申出様式は、協会ホームページでダウンロード可

3 システムへの登録 ※

対象住宅に空家が出たら

ZENNETに登録



インターネットで公開

※届出及び登録は、同一物件について重複しないよう御注意下さい。

登録の対象となる住宅の基準及び媒介、賃貸借契約の条件は下記のとおりです。

登録基準

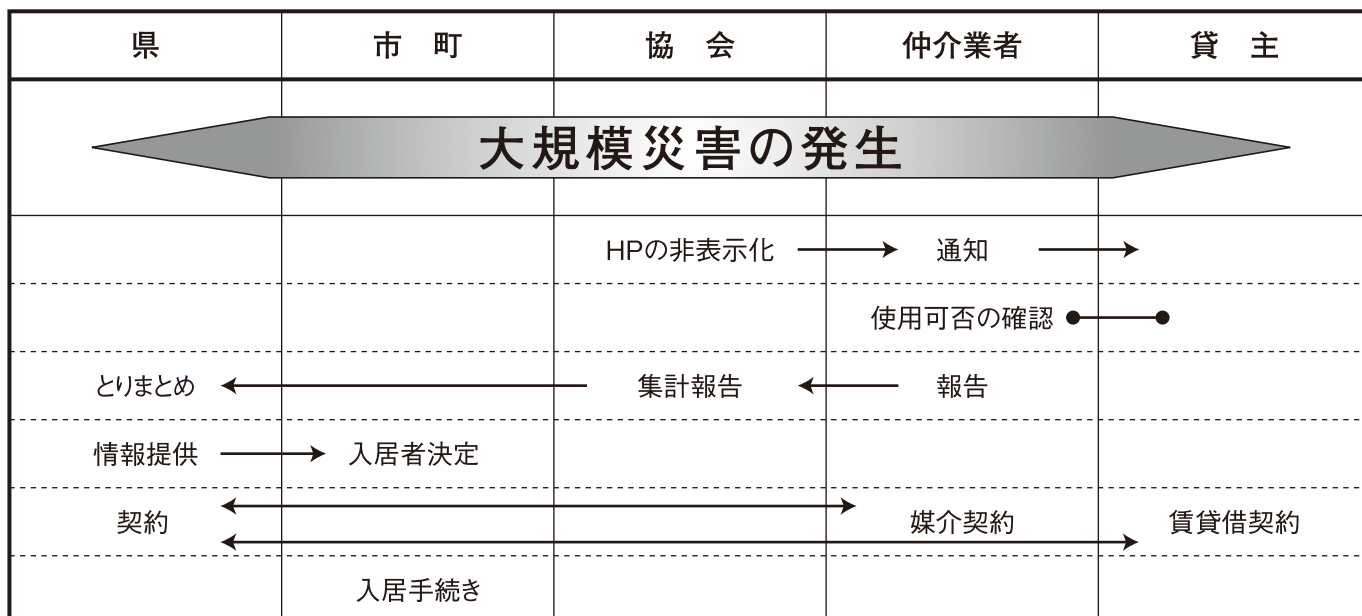
耐震性	昭和56年6月以降に建築した住宅、 又は耐震性がある住宅
立地	静岡県内で、通常の生活に適した 場所
建て方	戸建て、長屋建て、共同建て
間取り	1ルーム～3LDK程度
設備	一般住宅の機能を備えているもの
家賃	月額8万円以内 (3DK以上は、10万円以内)

契約条件

媒介	業者	申出をした宅地建物取引業者
	手数料	借主(県)は、0.5月以内 貸主は、任意
賃貸借	家賃	登録の額以内
	敷金・礼金	なし
	修繕費	家賃の2ヵ月分(契約時)
	支払時期	原則、当月分を当月末までに 支払う
期間	6ヵ月ごとの更新とし、2年まで 延長可	

(注意)この基準及び条件は、災害発生時に厚生労働大臣との協議により変更される場合があります。

大規模な災害が発生した場合の手続きは、下記のとおりです。なお、災害の規模や状況により修正されることが予想されますので、参考としてお考え下さい。



(注意)大規模災害発生時には、ホームページの非表示化を行います。この場合、登録された住宅について貸借を目的とした情報の提供や契約の締結はできません。

問合せ先：静岡県県民部住まいづくり室 TEL:054-221-3081
(社)全日本不動産協会静岡県本部 TEL:054-285-1208